

謹
賀
新
年



組合通信 1がつ



IST協同組合
2026.1.6発行
発行者：岸本

新年のご挨拶



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。

組合員の皆さんには多大なるお力添えをいただき、心より御礼申し上げます。

実習実施者さまとの協働を通して多くの学びと機会を頂戴し大変充実した1年となりました。

本年も、より一層のサービス向上に努め、組合員さま並びに実習実施者さまのお役に立てるよう精進してまいります。

変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げるとともに、皆さまのご多幸とご健勝を祈念し、新年のご挨拶と
IST協同組合 代表理事 佐々木 主司

1年以内の定期健康診断はお済ですか？



労働安全衛生規則第44条では、「1年以内ごとに1回」定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。

夜間（午後10時～午前5時）に従事する労働者がいる場合は、「6ヶ月以内ごとに1回」の受診が義務付けられています。

病気の早期発見や予防を目的としており、結果に基づいて日々の生活習慣の改善や専門医への受診を促すものとなります。

前回の受診から、概ね前後1ヶ月以内に受診するようお願いいたします。

定期健康診断は自分自身の健康状態を知る貴重な機会であり、生活習慣病などから自身を守るための手がかりを得られます。

健康診断の結果をもとに、実習実施者さまから実習生へ日頃の生活習慣のご指導もよろしくお願いいたします。



また、定期健康診断の結果、精密検査および再検査が必要になった実習生がいます。

その際には、お手数ですが当組合にもご一報いただけますようお願い申し上げます。

実習生・特定技能の健康診断について分からぬ事がございましたら、
お気軽に当組合の各担当へお問い合わせください。

【お願い】

実習実施者並びに特定技能受入機関のみなさまにおかれましては、年末調整はお済の事かと思います。日本人同様、実習生・特定技能外国人へ、払いすぎた源泉はご返金くださいますようお願いいたします。



【お知らせ】

12月に2名のフィリピン実習生が実習3号を終えて、卒業しました。5年間本当に疲れ様でした。母国へ帰っても元気でいて下さい。実習実施者さま5年間の受け入れ誠にありがとうございました。

